

社会資本整備審議会住宅宅地分科会
新たな住宅セーフティネット検討小委員会（第3回）

平成28年7月22日

【事務局】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから住宅宅地分科会新たな住宅セーフティネット検討小委員会を開催させていただきます。本日は、委員の皆様方にはご多用のところご参集いただき、ありがとうございます。

私は、事務局を務めております〇〇でございます。しばらくの間進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日お手元にお配りしております資料についてですが、議事次第のとおりですので、ご確認をお願いいたします。あわせて座席表もお手元に置かせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。資料の不足等がございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局にお申し付けいただければと存じます。

また、本日の議事については公開とさせていただいておりますが、会場のスペースの都合から、報道関係者のみの取材とさせていただいております。なお、本日の資料及び発言者氏名を除いた議事録については、後日、当省のホームページで公開させていただきたいと考えております。

また、審議中にご発言をいただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにしていただき、ご発言の終了後はスイッチをオフにしていただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、この後の議事進行は〇〇にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【委員】 それでは、議事に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は中間とりまとめ（案）についてでございます。事務局より順次資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料の説明をしたいと思います。

まず、資料の2、A3横のカラーの資料をお手元に出していただければと思います。こちらで今回の中間とりまとめ（案）の構成について、簡単にご説明したいと思います。

中間とりまとめ（案）、まず、現状と課題についてということで、2つの課題を挙げてお

ります。①といたしまして、住宅ストックについての現状と課題、それから、②といたしまして、住宅確保要配慮者の現状と課題、その後、基本的な方向性を述べた後、各施策の方向性といったような構成になっております。

それでは、資料3のA4縦の「中間とりまとめ(案)」と書かれた資料をお手元にお願ひします。1ページ目をお開きいただければと思います。まずは全文、読み上げさせていただきます。

1.はじめに。

本年3月に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において、「住宅確保要配慮者の増加に対応するため、空き家の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた、住宅セーフティネット機能を強化」することとされた。

これを受けて、住宅セーフティネット機能を強化する上での課題の整理、制度の基本的方向などについて、必要な検討を行うため、住宅宅地分科会に「新たな住宅セーフティネット検討小委員会」が設置され、今年4月より3回にわたり議論を行ったところである。

この中間とりまとめは、これまでの小委員会での議論を踏まえて、今後の検討を進めるに当たっての課題、留意点等を中間的に整理したものである。

2ページに移ります。2.住宅セーフティネットを巡る現状と課題。

(1)住宅ストックの現状。

①空き家・空き室の現状。

全国には、空き家・空き室が約820万戸あり、そのうち賃貸用の住宅では約430万戸が、また、賃貸・売却用以外のいわゆる「その他の住宅」であって、一戸建てのものは約230万戸が空き家・空き室となっている。

将来的には、全国的に世帯数が減少することから、空き家・空き室はますます増加する見込みであり、それらの活用が重要な課題となっている。

②公営住宅等の現状。

高齢者等の住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットである公営住宅については、応募倍率は大都市圏を中心に高い状況にあり、希望しても入居できない世帯が多く存在する状況にある。公営住宅の応募倍率、平成26年度、東京都22.8倍、全国は5.8倍。

一方で、地方公共団体は、財政状況に鑑みて、老朽化したストックの改修や建替えを優先せざるを得ず、また、将来的な人口減少等を見据え、新規の公営住宅の供給には慎重であることから、今後も公営住宅の大幅な増加は見込めない。公営住宅の管理戸数、平成2

6年度、約216万戸（築後30年以上、約131万戸）。

民間住宅を活用した住宅セーフティネットである、借上公営住宅、地域優良賃貸住宅や住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業などについては、改修費や家賃低廉化への支援を実施してきたが、管理に係る負担、住宅確保要配慮者の入居に対する家主の不安などが課題となり、供給は進んでいない状況にある。

（２）住宅確保要配慮者の現状と課題。

①高齢者世帯の現状と課題。

高齢者世帯の増加に伴い、賃貸住宅居住の高齢者世帯が増加しており、今後も増加する見込みである。民間賃貸住宅に居住する高齢者（夫婦・単身）世帯数、平成15年、約109万世帯、平成25年、約162万世帯。

また、以下のような理由により、高齢者世帯が現在居住している住宅から転居する場合が想定される。

1) 住宅の広さ、立地、バリアフリー性等の観点から、より希望に合った住宅に転居したい。

2) 同居人の減少や離職に起因する収入減等により、継続的な家賃負担等が困難になる。

3) 住宅が老朽化し、解体等を契機に転居する。

しかし、民間賃貸住宅に転居する際には、以下のような問題が存在している。

1) 民間賃貸住宅のうち約2割が昭和55年以前に建築されており、耐震性等の安全性の確保に課題があること。

2) 家賃滞納のリスクがあること、連帯保証人がいないこと、孤独死のリスクがあること等により、賃貸人が入居を拒むことがあること。高齢者の入居に対して拒否感を有する大家の割合、平成26年、60%。

3) 居室が著しく狭隘で設備が十分でない住宅に生活保護受給世帯を住まわせて不当な利益を得ている「貧困ビジネス」が存在することや、家賃債務保証に関して不明瞭な請求等の相談が寄せられていること。

②子育て世帯の現状と課題。

ひとり親・多子世帯等の子育て世帯は、子育てのために一定の広さを有する住宅に居住することが望まれるが、収入に比して家賃負担が重くなるため難しい。民間賃貸住宅に居住する3人以上世帯かつ年収300万円未満の世帯のうち、最低居住面積水準未満の住宅の割合、平成25年、24%（年収100万円未満、29%）。

一戸建てなど比較的広い面積を有し、一定の改修を行うことなどにより利用可能な空き家・空き室の活用や、子育てに適した環境にある空き家・空き室の活用が求められている。

低額所得の子育て世帯、保育園通園期間中の子育て世帯等については、低廉な家賃の民間賃貸住宅が求められている。

③その他の住宅確保要配慮者の現状と課題。

高齢者世帯や子育て世帯のみならず、低額所得者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者についても、民間賃貸住宅に入居しようとする場合には、入居拒否や家賃負担等の問題が存在する。

災害時には、空いている民間賃貸住宅等を速やかに被災者に対して提供する必要がある。

住宅確保要配慮者のそれぞれの状況に応じ、民間賃貸住宅の入居に向けた相談に加え、入居後の見守り、生活面の支援など、幅広い居住支援が求められている。

5 ページに移ります。3. 検討の基本的な方向性。

以上のような現状や課題を踏まえると、住宅セーフティネット機能を強化するための新たな仕組みの構築が必要と考えられる。

その仕組みの検討に当たっては、以下の基本的な方向性に沿って進めるべきである。

①新たな住宅セーフティネット制度は、公営住宅を補完するものとして、公営住宅の入居対象世帯も含め、多様な住宅確保要配慮者を対象とすることが考えられる。

②高齢者等の住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ、安全な民間賃貸住宅について、適切に情報提供を行うことが考えられる。

③子育て世帯等の住宅確保要配慮者が比較的広い住宅に居住できるようにするため、現在の住宅市場において十分活用されていない空き家・空き室を有効活用することが考えられる。

④地域の多様な住宅事情等を踏まえ、地方公共団体の住宅政策に応じた柔軟な施策展開が可能な制度とする。

次のページに進みます。4. 施策の方向性。

新たな住宅セーフティネットに係る具体的施策については、以下のような方向性として考えられる。

(1) 新たなセーフティネット住宅について。

①セーフティネット住宅の安全性の確保。

提供されるセーフティネット住宅については、少なくとも耐震性など最低限の居住環境

を確保すること。

②セーフティネット住宅への円滑な入居の確保。

高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅とすること。

家賃債務保証について、一定の能力等を備えた適正な事業者が提供するものの活用を図るとともに、住宅確保要配慮者が事業者や保証内容に関する情報を容易に入手できる仕組みとすること。

住宅確保要配慮者が、居住支援協議会の関与等によりできるだけ家賃債務保証を利用できるようにすること。

入居者が生活保護受給者である場合には、住宅扶助の代理納付の活用を促進すること。

③安心してセーフティネット住宅に居住できる仕組み。

管理を事業者に委託する場合には、一定の能力等を備えた適正な事業者による管理を要件とすること。

家賃滞納時等におけるルールを入居時にあらかじめ明示する仕組みとすること。

終身建物賃貸借制度の活用を促進するなど、大家と住宅確保要配慮者が安心して賃貸借契約を締結できるようにすること。

賃貸人や家賃債務保証事業者等と、入居者との間のトラブルや紛争について、円滑に解決するための取組みをすること。

次のページに進みます。④空き家・空き室の活用。

量的には十分な住宅ストックが形成されていることを踏まえ、新築ではなく、既存の住宅を活用する制度とすること。

特に、賃貸住宅市場において活用されていない空き家・空き室を有効活用すること。

地方公共団体の要請等により、空き家・空き室をセーフティネット住宅として積極的に活用できるようにする仕組みとすること。

そのままでは住宅市場に提供できないような空き家・空き室については、耐震性やバリアフリー性等を向上するための改修工事について、経済合理性を考慮しつつ、支援を行うこと。

⑤セーフティネット住宅の情報提供等。

セーフティネット住宅の情報を住宅確保要配慮者に広く提供するため、都道府県又は市町村に登録する仕組みとすること。

災害時には、被災者の住宅確保のために有効に機能する制度とすること。

⑥特に配慮が必要な住宅確保要配慮者世帯への対応。

家賃の負担が困難な世帯のため、比較的低い家賃での提供が期待できる空き家・空き室などの活用を促すとともに、改修等の支援を受ける要件として家賃の上限を設定すること。

地域の住宅政策において特に配慮が必要な住宅確保要配慮者が入居するセーフティネット住宅については、財政状況にも留意しつつ、低廉な家賃等とするための持続可能な支援を行うことや、入居者の選定等に公的な機関が関与すること。

(2) 住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化について。

居住支援協議会が国や地方公共団体と協力し、セーフティネット住宅や家賃債務保証に係る情報提供を行うとともに、見守り等の居住支援サービスの紹介や具体的な支援につなげていく仕組みとすること。

居住支援の充実に向けて、民間事業者等との連携を促進するとともに、地方公共団体の住宅部局と福祉部局で住宅確保要配慮者の情報や入居後の支援等に関する情報の共有や連携を促進すること。

市町村単位での居住支援協議会の設立や、都道府県の協議会への市町村の参加を促進すること。

都道府県や市町村が居住支援を行う団体等を指定することにより、セーフティネット住宅のあっせんや家賃債務保証への関与等、より積極的な居住支援を行えるようにすること。

(3) 地方公共団体における制度運営について。

都道府県と市町村が、地域の実情を踏まえて、計画的にセーフティネット住宅の提供を促進するとともに、適切に役割分担することができる仕組みとすること。

セーフティネット住宅の登録等の事務については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、その指定する法人が実施することも可能とすること。

国は、基本的な入居対象世帯を定めるが、地方公共団体において、地域の実情に応じて入居対象者を変更できるようにすること。また、改修や家賃の低廉化等への支援を行う場合には、住宅確保要配慮者の状況も踏まえつつ、地方公共団体が対象や期間を設定可能とするなど、地域の実情や、国や地方の財政状況等を踏まえた持続可能な仕組みとすること。

9 ページに進みます。5. 今後の検討に向けて。

今後、年度内を目途とする最終的なとりまとめに向けて、引き続き、具体的な検討を進めていくこととする。

中間とりまとめは以上です。

なお、ちょっと意味がわかりにくいところが2カ所ありますので、その点について補足をさせていただきます。

まず、2ページの(1)の②公営住宅等の現状の3つ目のポツのところ、「借上公営住宅、地域優良賃貸住宅や、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業などについては」という記述がありますけれども、その課題について記述が、全て羅列して書かれておりますけれども、借上公営住宅については地方公共団体の財政負担や管理に係る負担があるという課題、それから地域優良賃貸住宅や住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業については、住宅確保要配慮者の入居に対する家主の不安などが課題であるという2つのことがここにまとまって書かれているという点があります。

それから、2点目ですけれども、7ページ目をお開きいただきまして、⑥の1つ目のポツのところ、家賃の負担が困難な世帯のため、改修等の支援を受ける要件として家賃の上限を設定することとありますけれども、これは趣旨として、改修への支援を受ける場合には、不当に高い家賃設定にならないように注意が必要であるということの一つの方法として、家賃の上限を設定することが書かれております。

以上で説明を終わりにします。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、これまでのご説明につきまして、ご意見等、もしありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 済みません、2点ご質問させていただきたいと思っておりますけれども、今回のセーフティネット住宅というのは、既存のストックを活用するというところで、効率的にということか、あまり財政資金を投入しなくてもということも配慮されているのかなとも思うんですけれども、そのときにお伺いしたいのは、制度の効率性という意味で、2ページの、今も〇〇のほうからご説明のあった、借上公営住宅とか地域優良賃貸住宅とか住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業、これがなかなか機能しにくいというようなお話があったわけで、この場合、新しいセーフティネット制度というのできたときに、これらの既存の制度というのは整理されるのか、それとも、これにつけ加える形で行われるのかということをお伺いしたいんですけれども、そういう流れでもう一つですけれども、対象者が3ページの下に、高齢者世帯、子育て世帯、それから低額所得者、障害者、外国人等の住宅要配慮者というようなことで、こういう方々が対象となるというお話ですけれども、全体として

これは公営住宅を補完する制度として設計されているということは、公営住宅の対象者と比べて、これはやや広げているような印象があるんですけども、それは公営住宅の補完プラス、やはり要配慮者に対しては特段の配慮が必要だ、支援が必要だという判断に立っているということでしょうかということです。

済みません、3点目だけです。7ページ目に、既存の住宅を活用する制度ということなので、基本的にはもう新築はやらないということで封じちゃっているんですけども、ちょっと思うのは、既存の空き家とか空き室が本当に地域に満遍なく分布しているのか。要配慮者というのがどこに分布しているのかというのは、そんなに予測がつくことではないと思うので、この制度の構築に当たっては、新築をやらなくても既存の空き家・空き室が満遍なく分布しているので、新築というような手段を完全に封じちゃっても大丈夫な状況にあるとお考えなのか。済みません、この3点をご質問させていただきたいと思います。

【事務局】 最初の1点目でございますけれども、今回の制度を考えた場合に、既存の地優賃等々の整理はどうするのかというようなお話かと思いますが、3点目の話、新築はこの制度ではという話とも関連するんですけども、地優賃の場合、新築が中心の制度でございます。それで、そこの関係という意味で、完全にそれがなくなるというようなことでは考えていないところでございます。あんしん居住推進事業につきましては、改修の関係がありますので、そこら辺のところはいろいろこれから議論していかないといけないかなとは思っております。それから2点目でございますけれども、対象者でございますけれども、公営住宅の補完ということでございまして、公営住宅の対象者も当然入ってはいるわけでございますが、その周辺で、特に入居円滑化みたいなところというのは、高齢者とか、そこが中心にありますけれども、そういうようなところというのは大分、公営住宅の対象層でなくても、マーケットからなかなか自立的に均衡点に達していないという状況でございます。そこら辺のところも当然対象に入れてこの制度は考えているということでございますので、若干広いということはあろうかと思っております。

それから、3点目の新築を完全に封じている、それで既存のストックのバランスがちゃんととれているのかというご質問ですけれども、その点につきましては、住宅セーフティネットの解決に向けた政策というのは、今回、この施策だけで完全にできるわけではございませんので、今回の施策としては、空き家・空き室を活用して、効率的に入居円滑化を含めて、改修を含めてやっていくということで、改善に向けて対応していきたい。そのような考えでございます。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 いいです。

【委員】 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 ○○でございます。

まず、3ページなんですけれども、上から初めてのポツの1)、要するに、築年が古い建物が多いと。安全性の確保に問題があるというふうに書いてあるんですが、それと加えて、耐震性が改修でアップしたとしても、築後数十年たっている物件については、入居後の建てかえ懸念というのが当然出てくるんだろうと思うんですね。ですから、ここに入居した方が果たして何年ここにいられるのか、こういう問題も課題として残るんじゃないかというふうに思います。

それから、4ページといいますか、3ページから4ページにかけてなんですけれども、この書きぶりで行くと、住宅確保要配慮者全てを受け入れろというふうに、私ども民間仲介業者は思うんですけれども、ただ、確率的にはかなり低いんですけれども、入居者トラブルというのが必ずあるわけですね。多分、パーセンテージからいくと3%弱ぐらいなのかなという気はしますけれども、この文言の中に、入居後の良好な近隣関係ということをやはり一つ入れておいていただければありがたいのかなと。近隣関係を維持するために、基本的なルールといいますか、規約づくり、しかもその規約については、要するに、管理規約、もしくは居住規約みたいなものをつくって、近隣関係を極端に損なった場合、原因であるご本人に対して契約解除ができるような形がどうしても欲しいなという気がします。これは法的に難しいかもしれませんが、一応要望として入れさせていただければありがたいなと思っています。

それから、先ほどのご質問にも絡むんですけれど、要するに、新築でなく既存住宅ということで、これは改修の問題も絡んできますけれども、前にもお話ししました、資金調達の道はやはりきちんとできていないと、金融機関との連携というのが必ず大事になるということで、築後30年が経過したような物件が耐震改修をするというときに、果たしてその資金繰りが家主さん自身にできるのかどうか。行政がこれをバックアップできるのか。金融機関からの借り入れになると思いますけれども、行政が仮にそれをお貸ししますよということであれば、それはそれで別ということになると思いますけれども、その制度について懸念が残るといいますか、そういう気がします。

それと、7ページの⑥の2ポツ目の一番最後、「入居者の選定等に公的な機関が関与する」、これはちょっと意味がわからないんですけども、空き家・空き室の登録制度が基本にあるんだろうと思いますけれども、その登録制度、公的機関が関与するということが、賃借希望者が安心感がある程度得られると。要するに、業者に直接飛び込まなくても、行政が関与している安心感があるということを見ると、行政のほうで登録制度、しかもこれは各市区町村になるんでしょうか、公的なサイトをつくっていただいて、そこに物件をアップできるようなシステムと、それから検索を簡易化する、高齢者でも検索ができるようなものをつくっていかねばいけないのかなと。そういうような気がします。これは意見として言わせていただきました。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【事務局】 最初に何年ここに住めるのかというようなお話がありまして、その点については当然それぞれの住宅の状況によって違いますので、少し検討していかねばいけないと思いますが、もし終身建物賃貸借というようなことが可能な状況になれば、そういうようなこともあるのかなということで、6ページのところに検討の方向として一つは書かせていただいております。おっしゃるように、建物は新築じゃないものですから、いろいろな点があるというふうに私どもも考えてございます。

2点目で、入居者、要配慮者を全てというような話、あるいは近隣関係のお話でしたが、6ページのところに、安心してセーフティネット住宅に居住できる仕組みというようなことで、施策の方向性のところ、6ページの一番下に書いてございますけれども、トラブルとか紛争とか、そこら辺のところ、今でも賃貸のいろいろなマニュアル等を出させていただいておりますが、そこら辺のところをまたさらに議論をしていかなきゃいけないかなというふうに考えているところでございます。

3点目に、資金調達の話、改修するときのお話がありました。特に、今、マーケットに出ていないとすると、金融機関は採算性とか含めて、いろいろ審査があるでしょうし、また、元の抵当がついていると、1番抵当、2番抵当の話なんかもございますので、そういうところを含めて、今ほど行政のほうでと、公的機関での融資というようなお話かと思っておりますけれども、その点についてもまた検討をさせていただきたいというふうに思っているとこでございませう。

それから、入居者選定への公的関与と情報提供の仕組みというお話が最後にございました。7ページの⑥のところの2つ目のポツの一番最後のところの記述についての〇〇のご質問だと思いますけれども、こここのところの低廉な家賃等とするための際には、今回、議論している住宅全てに家賃の低廉化というのが入るわけではございませんが、仮に地域の住宅政策において、あるいは国もそういうことについて支援をするということであれば、今までも通常、国のお金を入れて、そういう形で家賃を低廉化する際には選定というのは公的機関でやらせていただいています。今回の住宅の入居者選定の全部を公的関与という意味ではございません。そういうことでお読みいただけたらと思います。

また、サイトとか物件のいろいろな情報提供の仕組みというのは、しっかりこれから考えていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

【事務局】 1点、補足をさせていただいてよろしいでしょうか。先ほど〇〇委員がおっしゃっていました、トラブルの発生を防ぐための良好な近隣関係、規約づくりの件ですけれども、今、ご説明した6ページの一番下の、紛争を円滑に解決するための取組みに加えて、下から3つ目のところに、家賃滞納時等におけるルールを入居時にあらかじめ明示する仕組みとすること、これは〇〇委員のこれまでのご意見を踏まえて記述させていただいているものです。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

最初の1点目については、場合によっては定期借家の仕組みを少し入れる、物件によってはということですが、そういうこともあり得るのかという感じはいたしますけれども。

よろしいですか、今のお答えで。

【委員】 はい。

【委員】 じゃ、ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 セーフティネットの円滑な入居の確保で、6ページの家賃債務保証ですけれども、家賃債務保証事業者の社長さんに聞いてみたら、受け入れる用意はあるという回答が多いんですね。ですから、これはそういう事業者、特に日管協さんは協議会を持っていますよね。そこできちっと各事業者に依頼されるということが一番いいんじゃないかなと思っています。2社か3社、この委員会の話をしましたけれど、高齢者受け入れますよと。

うちは今でも受けていますよとか、そういう回答がありましたから、ここの解決案になるんじゃないかなというふうに思っています。

それと、5番目のセーフティネットの住宅の提供ですけど、実は当会で安心ちゃんたい検索サイト連絡協議会というのをやっております。全ポータルサイトがほぼ集まっています。

ですから、自治体でいろいろ情報提供するというのは、僕はかなりハードルが高いんじゃないかなという気がしています。やっぱりこういうポータルサイトに統一マークをするとか、仕組みに対してはある程度配慮をしてもらうとかが必要だと思います。家主の理解はもちろんのこと、不動産会社の理解も得られるような、何らかの形で安心して貸していただけるような仕組みの中で、情報提供は、当会のサイトのような不動産ポータルサイトと連携しているようなサイトを使ったほうがいいんじゃないかなという気がします。

それと、前の議論に戻るかもしれませんが、あんしん居住推進事業でリフォーム助成金がありますが、もっと活用できると思っているんですね。さっき〇〇さんがおっしゃったように、一定の家主を届け出とか登録とかしてしまうと。物件じゃなくて家主も届け出にしまうとかいう施策の中で、届け出をした家主に対して、今回の公営住宅に準じた住居にかかわるラインに乗ったものに対しては、リフォーム助成金の中で少しカバーして使っていただくという制度設計をしていくとか考えられると思います。現在のリフォーム助成金は、原則10年間の入居対象者の制限があり、少し制度の見直しが必要ではないかなと思っています。そうすれば、まだまだ活用したい人は多いと思います。それと、以前から賃貸住宅においても、分譲満床のように家主に対して修繕費用積み立てができないかという話をしていましたけれど、今後の課題として検討していただければと思います。もう一点、契約書の件ですけど、いろいろお話出ましたけれど、僕はせっかくだからそろそろ敷金とか更新料とか全部なくしてしまうような契約をしたらどうですかとずっと言っているんですね。地域の風慣習、確かにあります。地域の風慣習で家主と不動産屋の都合でルールが変わっているわけですから、せっかくならば、国がこういうことをやるときに対しては、地方自治体も含めて統一ルールと、敷金なし、更新料なし、全部家賃といったようなことを思い切ってやれば、家主と入居者間のトラブルは激減し、訴訟はほとんどなくなります。こういったことをやっぱり、せっかくやるなら制度として進めていくということをぜひやっていただきたいです。

【委員】 多くはご意見だと思うんですけど、何かもしあれば。

【事務局】 一番最初にポータルサイトの安心ちんたいサイトに取り組んでいただき、本当にありがとうございます。

今回の制度、全体的な話ですけれど、空き家を活用するというのは、民間のものを活用していくということなので、そういうような精神で考えていくと、既存のものでそれに相乗りとか、あるいは支援協議会にも入ってもらいながら、民間の活力を使っていくということが本当に重要な視点だと思っておりますので、先ほど〇〇の話にもありましたけれど、どういうふうに情報提供するんだというようなお話がございましたが、今後検討していく際に、そういうようなことは十分考えていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。また、その際にはいろいろ教えていただけたらと思います。

【事務局】 あんしん居住推進事業に関しましては、先ほどありましたように、今回のセーフティネットの事業で、改修費用の補助をどうしていくかというときに、現行の事業との関係をどう整理するかという議論をいたしますので、そういった中で、どういうふうになれば使いやすくなるかなどという観点も含めて検討したいと思っております。

【委員】 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。じゃ、1、2の順番で。

【委員】 〇〇でございます。

これは前日も申し上げたことなんですが、今回の制度は民間の空き室を公的なサービスに活用するという非常に画期的な施策だと思いますが、民間の中古の空き家を活用することになると、1つの民間の住宅の中に、通常の賃貸で住まわれている一般の方と、それから、この新しいセーフティネット住宅で住まれる、公的なサービスにかかわる人が同居していくということになります。これは非常に新しい問題を生む可能性があるもので、そのためにはやはり管理が非常に重要であると思います。6ページの③のところ、家主が管理を事業者へ委託する場合には一定の能力等を備えた適正な事業者によるということを書いていますが、ぜひ国交省で5年前につくっていただいた賃貸住宅管理業者の登録制度、任意制度ではありますが、4,000社弱の登録がありますので、こういうしっかりとした管理業者を活用できるように、ぜひ検討いただきたいと思っております。

それから、6ページの③のポツでいうと下から2つ目なんですが、終身建物賃貸借制度の活用ということをお話しておるんですが、これは現場に聞くと、終身賃貸借の場合、ご本人が亡くなった場合に賃貸借契約は終了するんですが、残置物の処理で非常に苦勞をし

ているということを聞いておりますので、ぜひそちらに対する配慮も考えていただきたいと思えます。

それから、これは先ほど〇〇さんからも出ているんですが、耐震性やバリアフリー等の向上のための改修についてです。公的な補助もいいんですが、ぜひこういう耐震性やバリアフリー等の向上のために積立金を認めていただいて、やっぱりこれは経費化できるように配慮いただければ、家主さん自身が自分で資金を積み立てていくということができると、ぜひ検討いただきたいと思えます。

あと、やはりこの制度、新しい制度ですので、家主さんがこの制度に参加をしやすくするためには、選定については家主さんが入居者を判断するというか、場合によっては任意に断ることも可能なんではないでしょうか。その辺、ちょっとお聞きしたいと思えます。

以上です。

【委員】 いかがでしょうか。

【事務局】 最初の点で、管理が重要だということで、それは本当におっしゃるとおりだと私どもも思っております。その際に、まさに今、〇〇がおっしゃった、管理の登録制度があるのが現状でございます、所管している〇〇さんにも出てきていただいておりますけれども、そういう状況も踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。

それから、2点目の残置物の話というのは、孤独死をされた際のことというのは、非常に重要な話だというふうに思っております。今、契約のときにいろいろ最初の段階で整理をしながら、民法の財産権の問題とかもございまして、そこら辺のところをきっちり整理をしていくという意味で、先ほどの最初のとときの契約というか、トラブル等を円満に解決するという中でもやっていかなきゃいけないと思えますし、また、債務保証の中でもやられている会社もあるというようにも聞いているところでございまして、そこら辺はしっかりやっていかなきゃいけないとは思っております。

あと、改修の関係については、先ほど〇〇から融資の話もありましたし、あるいはキャッシュでやるのかという点はいろいろあるかと思えますが、いずれにしろ、改修が進んでいくということが必要ではないかというふうには思っております。

最後に、入居者を拒否することはできるのかという点でございましてけれども、今考えておりますのは、例えば、高齢者用の登録、要配慮者用の登録をしたと。それは高齢者だからということで拒否するという、これはだめですよというようなことで考えています。そ

れを理由に断るのはだめだということで考えているところでございます。

【委員】 ありがとうございます。一番最後のところなのですが、もう一度確認ですが、高齢者の方に、高齢者を理由に断ることはできないという意味は、別の理由であればそれは可能であるとしてよろしいわけですね。そのところはやっぱり非常に家主さんにとっては心配なところなんですね。

【事務局】 例えば、高齢者の入居に拒否感があるというのをさらに分析をしていきますと、1つは家賃の支払いに不安があると。あるいは、2つ目に、先ほどの残置物等を含めた問題があると。そこら辺が非常に大きなお話に、要因になっているというやに伺っているところでございます。

例えば、家賃の支払いというところにつきましては、検討の方向性の中でも家賃債務保証への関与みたいなことを書かせていただいておりますが、そのところでどういうふう
に解決できるか。〇〇もおっしゃったように、結構、債務保証の業界でもやっていただける可能性があるんじゃないかというのがございましたので、そこについてどういうふうなことをさらに加速できるかということも検討していきたいと思っておるところでございます。

【委員】 済みません、重ねて申し上げますが、今、我々もいろいろ家主さんが心配していることについてサポートしていくということは必要だと思っておりますが、やはりこれは家主の財産ですから、最終的に貸す貸さないということを家主が所有者として判断できるということを担保していただくことが、家主さんにとっては非常に重要であると思
いまして、確認をいたしました。

【事務局】 もしよろしければ、また後日でも結構ですけれども、どんな理由で拒否をするのかという話も教えていただけるとありがたいと思います。いろいろアンケート的なものでやりますと、先程の2つが非常に大きく出てきております。ただ、現実の取引の中でいろいろなお話があらうかと思っておりますので、また教えていただけるとありがたいと思
いますので、よろしく願いいたします。

【委員】 何か関連して。

【委員】 いいですか。じゃ、済みません。

【委員】 僕は少し違う意見で、地方はすごくあいているので、そんな気にしないでいいと思います。民泊なんかの制度を考えたら、もっと楽ですよ。日本人同士です、ほとんど。外国人が来たって、一定のルールで契約すれば、そんな問題ないです。ですから、広

く集めて、健全に住んでいただくということであれば、さっき〇〇さんおっしゃったように、契約書でまくというのはすごく大事なんです。やっぱり〇〇さんおっしゃったように、当然、我々は何か担保が欲しいとなります。家賃滞納とか、いろいろあったときに、退去まで10カ月以上かかるわけですね、現状では。そうすると、やっぱり2カ月にしてよとは言わないけれど、せめて残置物の整理を含めて速やかに3カ月程度で退去していただく。保証会社も1年とか1年半やる会社もあれば、4カ月でとめる会社もあるわけですね。そうすると、解約で退去と保証の期間というのは連動性がすごく必要だと思っています。そういうのを契約書の中でルール化していただければ、僕はそんなに不安はないというふうに感じています。

【委員】 じゃあ。

【委員】 ありがとうございます。今、事業者さんのほうからかなり不安の声が出てきていますが、やはりセーフティネット住宅というのは、各地方自治体で誰を対象にするかは、地域地域によって異なってくると思います。そうすると、地方自治体がいかにこれをうまく運用していくかに私は成否がかかってくると思っております。特に地方自治体の住宅局、それから福祉部門の連携というのが大事だと思っています。そして、それに関与する事業者さんですね。地域協議会を設置するといったようなことが書かれておりますけれども、これは国交省さんとしても、できれば予算をつけて、各地域で協議会をつくれというようなことを積極的にやっていかないと、なかなか地域協議会は立ち上がってこないのではないかと感じております。

できれば、協議会へ参加した皆さん、各福祉の方も住宅の方も、それから入居者も、みんなが満足できるような方向性を見出すのが本当は一番いいんですけれども、そこまで到達できるまで少し時間が必要かと思っています。

そして、もう一つは、とても私は懸念していることは、貧困ビジネスという言葉にあらわされるように、いわゆる住宅で一定のアパートを高齢者だけに住ませているというようなことも漏れ聞いています。貧困ビジネスの実態をぜひどこかで、いい悪いは別として、その評価はいたしませんけれども、貧困ビジネスの実態ということを少しわかる範囲で情報を得ていただきたい。

といいますのは、貧困ビジネスがセーフティネット住宅という言葉に今度置きかえられる可能性があるのを、私は非常に心配しております。いわゆる今までは貧困ビジネスは隠れるようにしていたビジネスですが、それが名前を変え表立って、セーフティネット住宅

だというような言い方をされないかという懸念が非常にございます。そのところも一つ大きな課題かと思っております。

以上です。

【事務局】 1点目の居住支援協議会に対する財政支援は、若干の予算ですが、国でも予算化して、既に特に立ち上げ期のような最初に活動していただくときのところの活動に対しての支援を、要望をとって、行っております。そういったことでだんだん居住支援協議会が設置されて、活動も活発になってきているところがありますので、そういった制度の活用をさらに促していくということを考えていきたいと思っております。

あと、2点目の点については、今回のセーフティネット住宅は今、住宅の基準は耐震性と最低限の居住環境というふうに書かせていただいていますけれど、やはり最低限の面積みたいなものは何らか基準としては要るのではないかという点は、最低の部分としては考えたいというふうに考えております。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 やはり今、私がとても心配しているのは、いわゆる生活保護者を一堂に集めて、マンションやアパートに1棟ごとに住ませているというような事例もあるようなので、その貧困ビジネスにぜひ実態をメスを入れていただきたい。新たなセーフティネット住宅といういい言葉が出ると、多分、従来の貧困ビジネス業者は、私たちはセーフティネット住宅で国交省さんに協力している事業者だというような言い方をされるのではないかと思っております。つまり、貧困ビジネス業者にお墨付きを与えてしまうのではないかと私はとても心配しております。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 これまでの議論と重なるところもございますけれども、基本的な制度設計と個別の質問、大きく2つの方向からお伺いしたく存じます。

まず、基本的な制度設計に関しましては、マクロと申しますか、この新たな制度と他の制度との関係につきまして、〇〇からも指摘された通り、新たな制度は公営住宅制度の補完であるということですが、〇〇委員からの生活保護との関係という指摘も合わせて、特に福祉制度とどのように調整ないし切り分けがされているのか、どこまでを新たな制度が

引き受けようとしているのかについて、確認的に伺いたいと存じます。財政規模に大きくかかわってくる問題でもあると思いますし、この施策の中に家賃の低廉化もございますので、どこまでをやろうとしているのかについて、お教えいただきたいと存じます。

それから、ミクロといいますか、この制度の中での役割分担に関しまして、都道府県と市町村との関係は各地方公共団体に委ねることなのかとも思いますけれども、居住支援協議会と指定法人との関係が少しわかりにくいようにも思います。例えば、家賃債務保証への関与につきまして、案の6ページ②の3番目の点のところ、「居住支援協議会の関与等により」とございますけれども、それに対して、8ページの上から3つ目のところでは指定法人が主体となっているようにも読めます。居住支援協議会の役割と指定法人の役割は、フレキシブルだと考えてよろしいのか、そもそもフレキシブルでいいのか、アクター間の役割分担についてもう少しお教えいただきたく存じます。

あと、個別質問が2つございます。1点目は、7ページの④の3つ目、「地方公共団体の要請等により、空き家・空き室をセーフティネット住宅として積極的に活用できるようにする仕組みとすること」につきまして、これは国がそうするのか、「地方公共団体の要請等により」という言葉も含めて、ここの意味をお教えいただきたいと存じます。

もう一点は、同じく7ページの⑥、「特に配慮が必要な住宅確保要配慮者世帯への対応」につきまして、「特に」というのは、住宅確保要配慮者の中でも特別なカテゴリーを想定しているのか。先ほどのご回答の中でも、家賃の低廉化のところでは公的機関が選定しているというお話がございましたけれども、そのことを念頭に置いた「特に」というカテゴリーなのか、確認をお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

【事務局】 最初に1点目で、福祉制度との連携等でございますけれども、今回の制度は公営住宅の補完というようなことで、セーフティネット住宅ということで考えて検討しているという状況でございますけれども、福祉制度との連携、福祉サービスのほうであれば、地域の支援協議会のほうで、そこを介して、空き家でございますから、自動的に福祉サービスがついている空き家というのはなかなか存在、あることはあるでしょうけれども、なかなかそれはメジャーじゃないと思いますので、住宅単体が出てくるわけでございますので、それに対しまして、地域支援協議会でどういう味つけをするというか、付加をできるかというような話になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

あと、家賃低廉化との関係でということですが、当然、住宅扶助等は福祉のほうの世界でやらせていただいておりますが、私ども住宅局では、公営住宅は当然ですけれど

も、つくった住宅の家賃の部分だけについて応益応能ということでやらせていただいているのが今までの考え方でございますけれども、今回については先ほどの質問の4点目の、「特に配慮」というところで、地域の政策等を含めて、財政状況も留意しながら、そのところについて低廉な家賃というようなことのための支援というのを検討していかなければいけないんじゃないかというようなことで、こちらには記載をされているという状況でございます。

それから、2点目の関係でございますけれども、居住支援協議会と指定法人とはどういう関係なのかというようなお話で、特に家賃債務保証のところの記述はどうなっているんでしょうかというお話がございましたけれども、前回ヒアリングをした際に、〇〇さんのほうから、支援協議会でいろいろやっていくとしても、やっぱり協議会は法人格がないので法律行為はできないというようなご指摘があって、そこら辺のところの強化みたいなご提言もあったというやに記憶しているところでございます。そういうのを踏まえまして、法人のほうではそういういろいろな契約も含めてできるというようなことで、そういうのが必要であればというのと、仮に登録ということがあれば、そういうことで事務の関係もあるのかなというふうに思っているところでございます。協議会は協議の場ということなので、そのところはちょっと違うのかなと思っています。協議会の関与で最初、家賃債務保証のと書いてあるところにつきましては、いろいろな情報提供、紹介をするというような点はもともと今も協議会で行っているところもございますので、そういうのはございますけれども、それよりさらに進んでということになると、法人というのが必要なのかなというようなことでございます。

それから、3つ目の、積極的に空き家をというようなところで、7ページのところの地方公共団体の要請等により空き家を積極的に活用というような話につきましては、大家さんから基本的に自主的に登録がされるということを念頭に置いておりますけれども、ただ、今現状、空き家法でもございますように、ここの空き家をもし活用できれば地方公共団体としては望ましいのではないかなというようなことも考えられますので、地方公共団体側からのアクションというのものもあるのかなというふうなことで、そういうような趣旨でこちらは、3番目のところはそういうところを記載させていただいているところでございます。

以上でございます。

【委員】 よろしいですか。

2巡目に入りますが、何か。

どうぞ。

【委員】 済みません、さっき〇〇さんと〇〇との議論で、〇〇がおっしゃっていることが正しいと思うんですけれども、要するに、高齢者であること、それから配慮者であるということを理由にして入居拒否をしないというのが制度の建前だと思うんですけれども、完全に受け入れなければならないという義務が入るとするのはちょっと難しいと思うし、ただ、そういう住宅要配慮者ということを理由にして断っていないんだけど、実は住宅要配慮者であるということを理由に断っているというおそれもあるから、多分、〇〇が〇〇さんにどんな理由でというのはお聞きして、それを一つ一つ潰していく制度にするというやりとりだと思うんですけれども、それって全てを網羅するようなことができるのかというと、ちょっとできないと思うんですね。

そういう意味で、長期的にこういうのがあるので研究されたいかがでしょうかというお話なんですけれども、アメリカでフェアハウジングアクトというのがあって、人種間の差別を大家さんとか雇用主ってやっちゃいけませんというのがあって、やはりマイノリティー人種に対しまして、大家さんが入れないとか、売らないとか、そういうことって結構あるわけですね。そういうことをやっちゃいけないというのがフェアハウジングアクトにあります。

ただ、大家さんも、それはマイノリティー人種だから断るというあからさまなことはやらないで、やっぱり家賃の支払いに不安があるとか、所得に不安があるとか、健康状態に不安があるとか、いろいろな理由をつけてお断りになると。本当はどうかのと。要するに、何を理由にして選別しているのか。それは人種差別なのか、経済合理的な行為なのかということなかなか識別できない。

それに対して、オーディットスタディーというのがあって、これ、ややむちゃくちゃな話なんですけれども、聞いていただきたいんですが、要するに、白人の男性とマイノリティー人種の男性で、学歴とか所得とか健康状態とか、経歴は全て一致させて人種属性だけが異なった、入居希望者の架空のペアをつくって、大家さんに訪問させると。それは統計的に有意な100とか200とか、それくらいのペアを用意して、それで有色人種といいますが、マイノリティー人種に関して、ほかの属性は完全に一致しているにもかかわらず、有色人種というような属性だけの、そういうものが断られる確率が多い場合には差別があるんだろうというようなことを連邦で調査をしていて、それは非常に大規模な調査をやって、まだアメリカには差別が残っているというような、そういうマクロな調査をするだけ

じゃなくて、実際に〇〇さんという大家さんが、完全に一致しているにもかかわらず、繰り返しマイノリティー人種を拒否しているということがわかったら、おまえふざけるなど。フェアハウジングアクト違反だということで、何か指導をするというようなことをやっています。

だから、そういうことが日本のところでなじむかというのは別にしても、結構入居差別ということ、今後住宅政策としてまともに取り上げていくんだとすると、どうやって経済合理的なものとかじゃない差別と区別みたいなものを識別していくのかということについては、中長期的な話になるかと思えますけれども、研究されたいかがかなと。そんなふうに思いました。

【委員】 ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】 先ほど空き家はたくさんありますよと言いましたけれど、これ、新しいか古いかとか、建っている場所がどこかとか、例えば、地域は貸し手市場か借り手市場かでは違うんですね。ですから、貸し手市場のところにはなかなか難しいと思いますが、日本全国地方都市は借り手市場です。

築20年たつと競争力が落ちるものですから、家賃も下がってきて、収益とか借金の返済とかを考えると入居を断るということはなくなってくるんですよ。

ですから、何を言いたいかという、やっぱり場所とか物件の劣化とかで違うわけですし、まして今回は物件ごとに登録するんですよ。ということは、承諾さえあれば、その部分はクリアできるという前提でやるわけですから、オーナーが承諾できる、業者が承諾できるようなルール化の整理のほうがすごく重要で、それさえクリアすれば、空室が増えていっているわけですから。

もう一点は、相続でまだもめているから何も手につけられないとか、そういうのがあるわけですが、きちっとその辺を、入り口と出口、入り口に関しては問題、懸念されることを整理してルール化、出口に対しては滞納とかクレームとか、一定の退去要件についてある程度ルール化をしていただければいいと思います。

【委員】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 6ページなんですけれども、適正な事業者という記述、③にあります。管理

事業者が適正であるかどうかというのはなかなか難しいんですけども、おそらく業法がそのうちできるのかもしれませんが、これについては私ども宅建事業者は反対している傾向にあるんですけども、それはともかくとして、事業者に保証金制度、もしくは新たに保証保険の開発をするというようなことが、やはり解決に向かう道につながるのかなという気がします。

この間もご提案させていただいたんですが、宅建業法と、管理業法はありませんけれども、管理業に関する規律というのは相入れないということを前に国交省の担当者に言われたことがあります。ただ、そうはいつでも宅建事業に関連するものですから、本来なら管理業も、宅建業者は1,000万供託をしております。あるいは保険制度でっておりますから、これをうまくお使いになったらいいのかなという気はしております。

先ほどありました残置物処理なんですけれども、いわゆる保証保険に入ると、保証保険は保証会社が保証人ですから、残置物処理はやるんですよ、実際は保険料の範疇です。ですから、初めの契約で保証保険に加入していただければ、残置物処理については問題解決する。ただ、そうはいいながら、低所得の方が保険料を負担する。保険料自体はそんなに高くないんですけども、ただ、この負担をできない方も結構おいでになる。そういうところはやはり支援が必要になってくるんじゃないかなと。だから、入っていただければいいということではなくて、支援のほうもどういうふうにするのか。それも期間がかなり終身建物賃貸借制度になると長期になるわけですから、これは果たして行政のほうで支えていけるのかどうか。こういう問題が出てくるのかなというふうに感じました。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 地方によっては不動産事業者がいない地域もあるので、個人の家主さんもこれにじかに登録できるというようなことのシステムにさせていただかないと、地方によっては不動産事業者にアクセスできないと。どこにいるかわからないし、どういうふうにしたらその人たちを見つけられるのかもわからないというような状況にある、空き家をお持ちの方が非常に多いんですね。それを考えますと、どうしても個人での登録ということも私はできるようなシステムになっていかないと、大家さんによっては個人的には十分活用してほしいというような大家さんもおられます。後々のトラブルにならないために、私は基

本的には事業者さんをきちんと通すほうがいいと思っていますが、やはり地方によってはそれができないというようなことも考えられますので、ぜひ個人登録ということも入れていただきたいと思っています。

以上です。

【事務局】　　そういう点を踏まえて検討していきたいと思っております。もちろん必ず業者さんを通さなければいけないというわけではないと思います。

【委員】　　ほかにいかがでしょうか。別に3巡目でも構わないんですけども。

どうぞ。

【委員】　　住宅確保要配慮者の受け入れについては、先ほどからいろいろ議論しているんですが、その中で特にこれは前回〇〇委員からも発言があったんですが、精神的な障害者ということは、やはり非常に現実的には難しい問題があると思われれます。私も管理会社をやっておるんですが、精神的な障害者については、24時間奇声を発したり、あるいは尿をまき散らしたりとか、これはやっぱり明らかに共同生活を営む上で問題な行動を行うんですね。そういうものを受け入れていくというのは非常に民間としては難しい。そういう人を1人入れると、周りの入居者が退去してしまったりします。こういう問題はやはりある程度難しい問題ではあるんですが、建前だけではなくて、現実的な対応について行政も踏み込んだ何かガイドラインとか方向性を示していく必要があると考えています。

以上です。

【事務局】　　要配慮者にもいろいろな属性の要配慮者がありますので、今おっしゃったような場合は、例えば、何らかのサポート体制が整っている物件じゃないと多分できない場合もあるでしょうから、それは要配慮者全てを受け入れなければいけないということではなくて、例えば、受け入れられる条件の整ったものについては受け入れていただくと。そういうような形もあるかと思っておりますので、制度の設計の際にいろいろ検討したいと思っております。

【委員】　　今の話はおそらく物件を登録する際に、どういう設備があるか、どこまでが可能かというのを多分書く、記入するというか、情報を入れる、ないしはそれを表示するということになるんじゃないかと思っておりますけれどね。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】　　1点のみ補足的にですが、この小委員会の最初のときに、この制度が広い文

脈の中で求められているという話がございます、若者もターゲットにしているとお聞きしたように記憶しております。中間とりまとめ（案）の2ページから3ページにかけて、高齢者世帯、そして子育て世帯は挙げられていますけれども、単身の若者については、参考資料23ページで「単身若年世帯における住居費負担の増大」に触れ、問題として認識しているというメッセージは出されていますものの、3ページの③でも低額所得者、障害者、外国人等としか述べられていません。単身の若者も視野に入れて、国全体の施策にコミットしていくというようなメッセージを発することはありうるのかについて、お伺いできればと存じます。

【事務局】 今のこの資料の文脈でいきますと、〇〇がおっしゃったように、3ページ一番下の③のところに高齢者以外の要配慮者の話を記載させていただいておりまして、その中に当然若者というのも入ってくるわけでございますけれども、記載についてまた検討させていただきたいと思います。

【委員】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 今の件ですけれど、結構学生、やめている人が多いんですね。自分もずっと35年ぐらい学生の入居も扱っていますけれど、やっぱり払えなくて途中でやめている学生で、それに対して支援している団体も出てきています。さっき先生がおっしゃったように、僕はやっぱり少し若者を対象に入れたほうがいいんじゃないかなという気がします。

【委員】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。大体よろしいですか。

大分早いですけれども、それでは、大体議論も尽きたようですので、本日は事務局で提示いただきました中間とりまとめ（案）につきまして、いろいろご意見をいただいております。これらの扱いについては、いろいろ質疑等がございましたけれども、最終的な表現については固まっておられませんので、それにつきましては私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これらについて検討して、必要な修正をした上で、当小委員会の中間とりまとめとしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この案につきまして、事務局と調整した上、当小委員会の中間とりまとめといたします。

大体質疑も尽きましたので、本日は議事はこれで終了したいと思います、何か追加で

ありますか。よろしいですか。

本日の小委員会で予定しておりました3回の委員会が開催されまして、中間とりまとめとして一定の方向性もお示しできたのではないかとこのように思います。

それでは、最後に〇〇より一言お願いいたします。

【事務局】 本当にありがとうございました。短い時間に3回も集中的にご審議をいただきまして、中間とりまとめのおまとめをいただきました。本当に感謝を申し上げたいと思います。

このセーフティネット施策は非常に関心が高くて、いろいろな方面からお問い合わせがたくさんございます。我々も実は今日、いろいろとご意見をいただいたり、ご質問をいただいた点、必ずしも十分お答えできていないのは、私どものほうでまだ十分詰め切れていないところも中にございますので、今度は少しボールを私どものほうで預らせていただいて、お寄せいただいたご意見とかご質問も踏まえながら、詳細に制度設計をさせていただきたいというふうに思います。予算の要求も夏に向けてしたいと思っておりますし、必要な法律制度、法律でやる場合もあると思っておりますし、それから、あるいは契約とか、あるいはガイドラインとか、いろいろなものを総合的に組み合わせておそらくこの制度をつくっていかねばいけないと思っておりますので、そういったものの骨格をこれから私どものほうで少し設計をさせていただきたいというふうに思います。その方向性を、今日、明確にお示しいただいたというふうに思っておりますので、その方向性にのっとなって進めていきます。

今後はそういう意味では、個別に少しずつまたご意見も伺いながら制度設計をさせていただいて、また節目節目でご意見をいただいたり、あるいはご報告をしたりということもさせていただきたいと思っておりますので、引き続きぜひ委員の皆様方には、この制度の完成に向けてご支援、ご協力をいただきますようによろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

【委員】 どうもありがとうございました。

なお、この中間とりまとめにつきましては、後日、住宅宅地分科会の委員の皆様方に参考として送付するよう、事務局にお願いしたいというふうに思います。

最後に事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

【事務局】 連絡事項は特にございません。

本日は長時間にわたるご審議、ありがとうございました。本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。

【委員】 どうもありがとうございました。

— 了 —